

第1部 総論

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

本市では、平成5年(1993年)に、「この街に住み、この街で暮らすすべての市民がだれひとりとして『人権』を踏みにじられ、涙をこぼすことがあってはならないと願う」とうたった「箕面市人権宣言」を採択し、以来、箕面市福祉のまち総合条例(平成8年)、箕面市まちづくり理念条例(平成9年)及び箕面市人権のまち条例(平成15年)を制定するなど、人権尊重のまちの実現に努めています。

障害者施策においても、平成6年度(1994年度)以来、「箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)」(以下「長期計画」という。)及び「箕面市障害福祉計画」「箕面市障害児福祉計画」に基づき、障害の有無、年齢、性別等に関わらず、すべての人が尊厳を確保され、必要に応じた合理的な配慮を受けながら、地域社会の構成員として対等な立場で共に暮らせる社会が、当たり前の社会であるという「ノーマライゼーション^(注1)」の考え方を基本理念として、総合的かつ計画的に障害者施策を推進してきました。

国では、障害に基づくあらゆる形態の差別をなくすことを目指して、平成23年(2011年)に障害者基本法の改正により、いわゆる「社会的モデル」の考え方や「インクルーシブ社会^(注2)」の概念、「合理的配慮^(注3)」の規定などが盛り込まれ、平成25年(2013年)に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)の制定等を経て、平成26年(2014年)に国連の「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)を締結しました。近年では、令和3年(2021年)に障害者差別解消法が改正され、令和6年(2024年)4月1日から、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

その他、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

注1 障害のある人もない人も、社会の一員として、互いに尊重し支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそが当たり前の社会であるという考え方。

注2 障害者が、他の者と平等な選択の自由と、地域社会で生活する平等な権利を持ち、障害の有無によって分け隔てられることなく共生する、多様性を包摂(ほうせつ)した社会。

注3 障害は社会的障壁による生活上の制限であるとする、社会モデルの考え方に基づき、障害者を取り巻く社会的障壁を取り除くために行う環境整備等。

(以下「障害者虐待防止法」という。)、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下「障害者優先調達推進法」という。)、成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「成年後見制度利用促進法」という。)等の制定など、さまざまな国内法の整備が進められ、令和4年(2022年)には、すべての障害者が、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するために必要な情報を十分に取得、利用し、円滑に意思疎通を図ることができるよう障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(以下「障害者情報アクセシビリティ^(注4)・コミュニケーション施策推進法」という。)が施行されました。

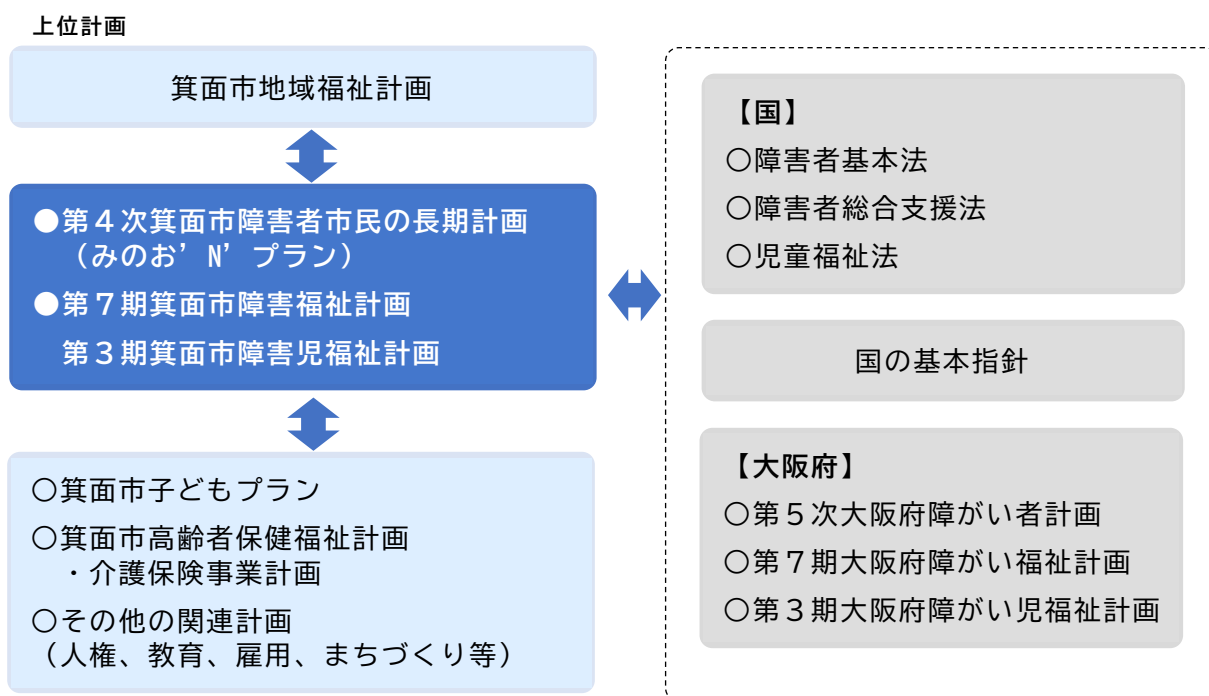
こうした国の動向に対応するとともに、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害の有無等によって分け隔てすることなく地域で共生する社会をめざすため、新たに「第4次箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)」「(以下「第4次長期計画」という。)」第7期箕面市障害福祉計画」「第3期箕面市障害児福祉計画」を一体的に策定します。

2 計画の位置づけ

「第4次長期計画」は、障害者基本法第11条に基づく市町村障害者計画であり、市が今後進めていく障害者施策の基本方針や目標を総合的に定める計画です。また、「箕面市地域福祉計画」を上位計画とし、保健福祉分野における関連計画、教育・雇用・人権・まちづくりなど関連分野における施策との連携を図りながら、障害のある人に関わる施策全体の基本方針を分野ごとに明らかにして、取組を推進します。

「第7期箕面市障害福祉計画」及び「第3期箕面市障害児福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第88条及び児童福祉法第33条の20に基づく計画であり、今後3年間に達成すべき障害福祉サービスの実施内容とその事業量及び目標数値を明らかにする実施計画という位置づけです。

注4 アクセシビリティのしやすさ。ウェブページにおけるアクセシビリティは、年齢や障害の有無に関わらず、また異なる情報端末やソフトウェアにおいても、情報を取得あるいは発信できる柔軟性に富んでいること(あるいはその度合い)を意味する。



3 計画の期間

「第4次長期計画」は、令和6年度(2024年度)から令和14年度(2032年度)までの9か年計画とします。障害のある人を取り巻く社会情勢の変化や法令・制度の変更が生じた場合は、適時に必要な見直しを行います。

「第7期箕面市障害福祉計画」「第3期箕面市障害児福祉計画」は令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3か年計画とします。

	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)	令和 13 (2031)	令和 14 (2032)
長期計画	第4次障害者市民の長期計画								
障害福祉計画	第7期計画		第8期計画			第9期計画			
障害児福祉計画	第3期計画		第4期計画			第5期計画			

4 計画の策定体制

(1) 計画策定のための審議会等

「第4次長期計画」及び「第7期箕面市障害福祉計画」「第3期箕面市障害児福祉計画」の策定にあたっては、本市の附属機関である「箕面市保健医療福祉総合審議会」に諮問を行いました。

審議会の審議・答申にあたり、「箕面市障害者市民施策推進協議会」において、障害当事者を含む公募市民、市内障害者団体、関係機関等の構成員により、計画の内容に関する活発な議論をいただきました。

また、「箕面市自立支援協議会」において、相談支援事業所、就労支援事業所、関係機関及び市内障害者団体等の構成員から、また、「箕面市支援連携協議会」等の障害児支援に関わるネットワーク会議において、保護者会代表、教育、福祉、保健、医療、労働の関係機関の構成員等から、ご意見をいただきました。

さらに、庁内の体制として、健康福祉部のみならず、雇用、教育、人権、まちづくり、防災等の関係部局の意見聴取等を行いました。

これらの意見等をふまえ、審議会における審議の上、パブリックコメントを実施し、最終的にとりまとめられた答申をふまえ、「第4次長期計画」及び「第7期箕面市障害福祉計画」「第3期箕面市障害児福祉計画」を策定しました。

(2) 市民参加と広報

「第4次長期計画」及び「第7期箕面市障害福祉計画」「第3期箕面市障害児福祉計画」の策定にあたっては、箕面市市民参加条例(平成9年)等の趣旨をふまえ、「箕面市障害者市民施策推進協議会」等において、障害当事者を含む市民参画を得ることに加え、令和4年度(2022年度)に障害当事者及びそれ以外の市民を対象としたアンケート調査を実施して、地域の実情や障害者のニーズを的確に把握することに努めました。

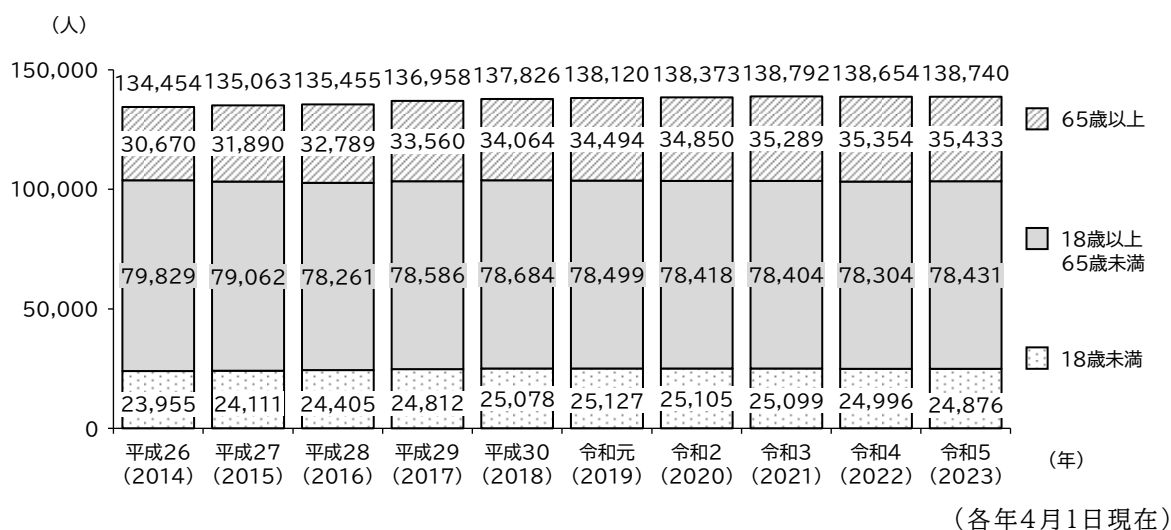
また、「箕面市パブリックコメント手続きに関する指針」に基づくパブリックコメントの実施により、市民の意見・提言を反映することに努めました。

第2章 障害者市民の状況

1 総人口の推移

本市の人口は、微増横ばい傾向で推移しています。65歳以上の人口は年々増加しています。

【図1：総人口の推移】



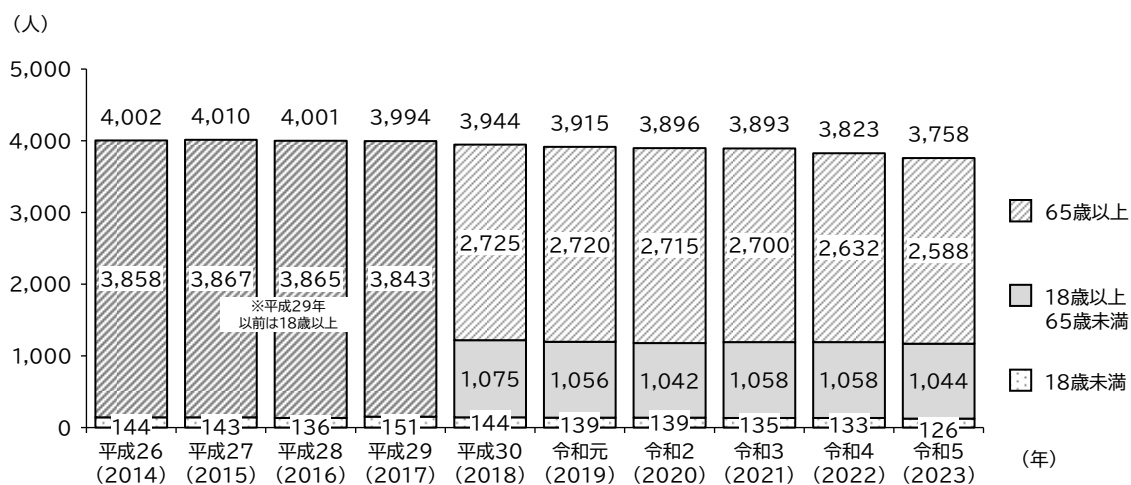
2 障害者手帳所持者等の推移

(1) 身体障害者手帳所持者数

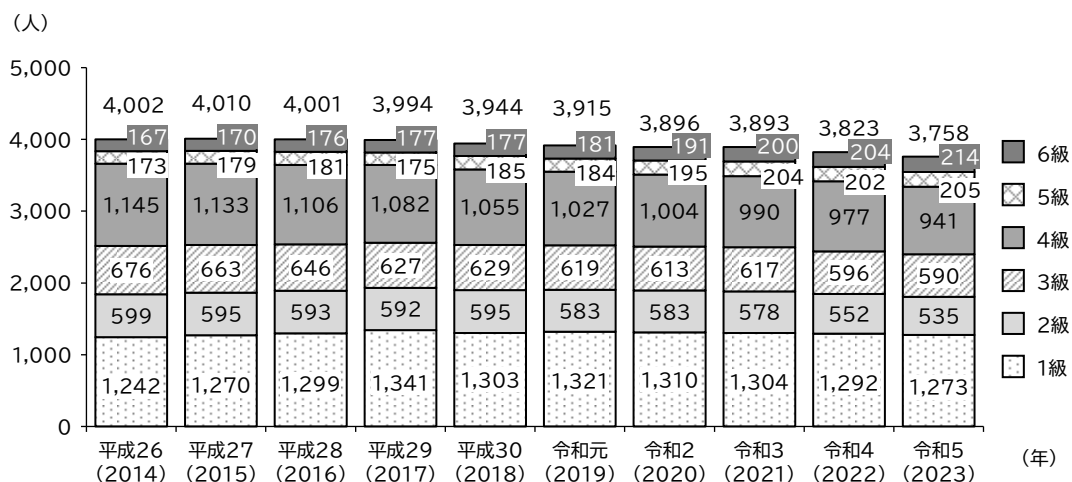
身体障害者手帳所持者数は減少傾向が続いており、年齢別では、65歳以上の人数が特に減少しています

等級別では、1級から4級までは減少していますが、5級、6級は増加しています。

【図 2: 年齢別 身体障害者手帳所持者数の推移】



【図 3: 等級別 身体障害者手帳所持者数の推移】

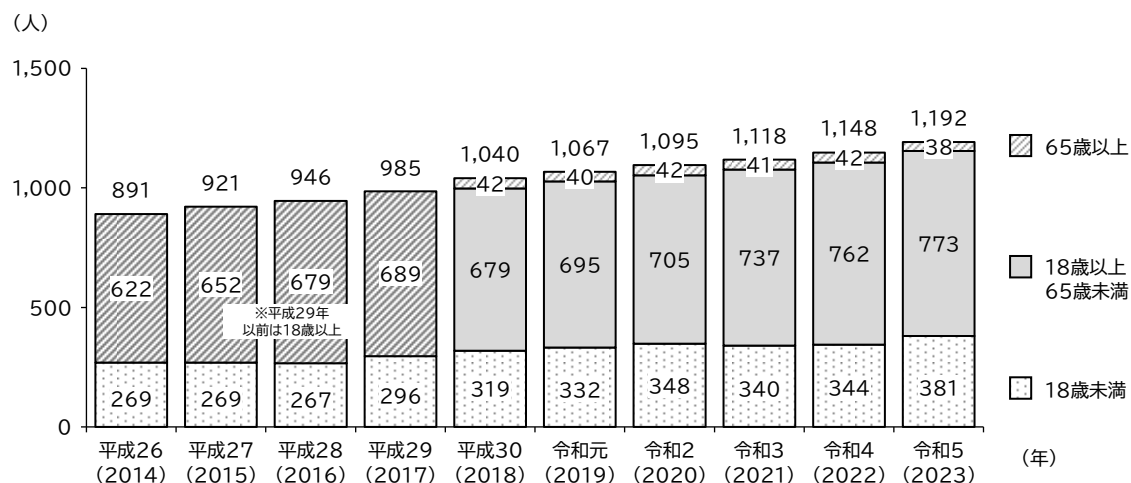


(各年 3 月 31 日現在)

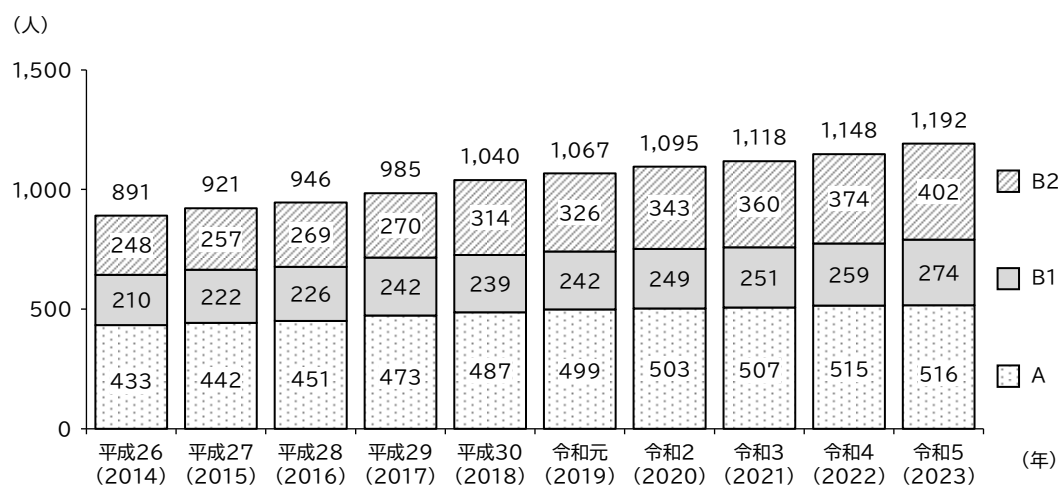
(2)療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は、年々増加しており、この5年間で152人増加しています。
等級別では、B1・B2の増加率が大きくなっています。

【図 4:年齢別 療育手帳所持者数の推移】



【図 5:等級別 療育手帳所持者数の推移】



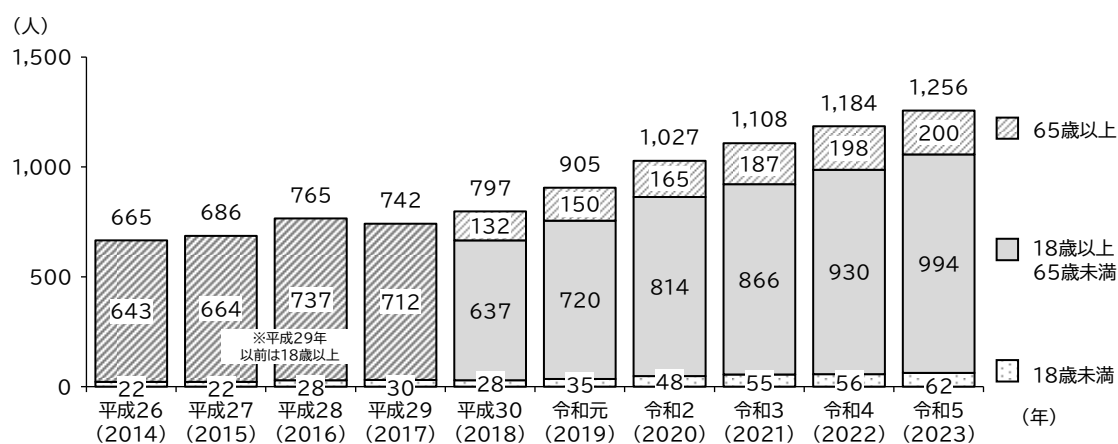
(各年 3 月 31 日現在)

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療(精神通院)受給者数

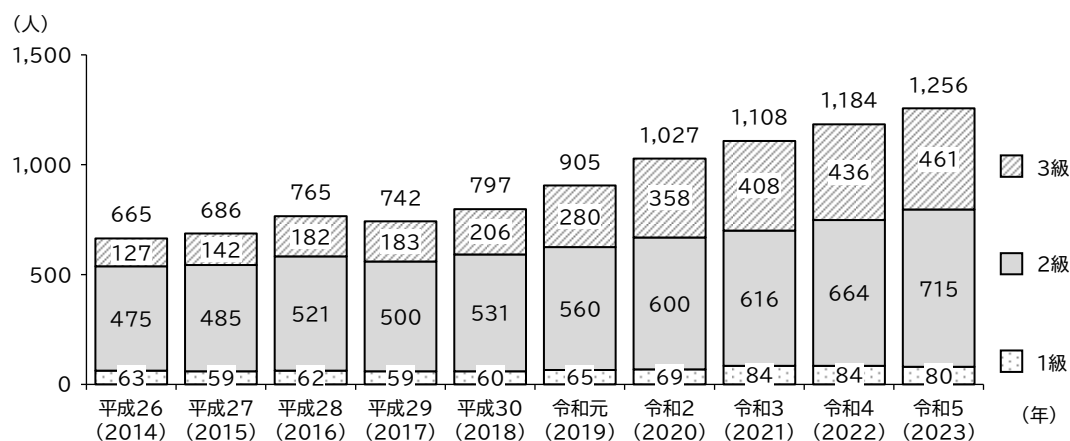
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、この5年間で約1.5倍に増加しています。等級別では、3級は2.2倍となっています。

自立支援医療(精神通院)受給者数は、約1.2倍の増加となっています。

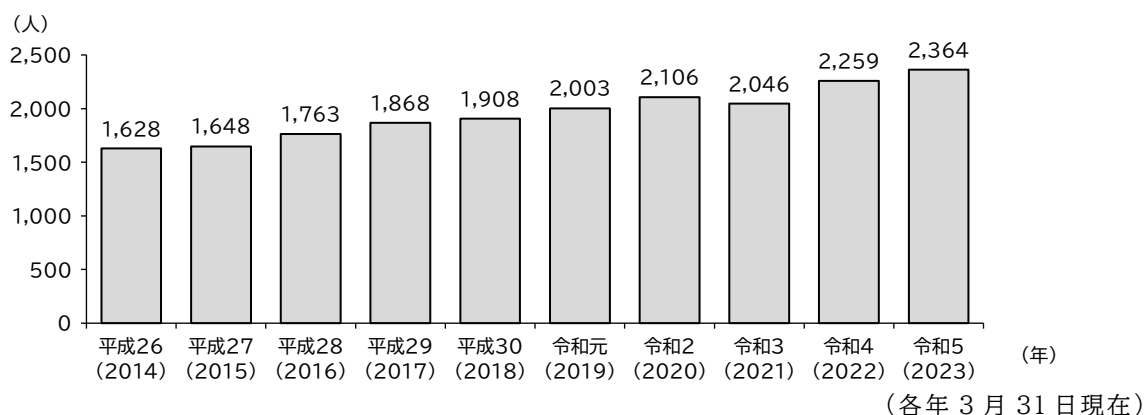
【図 6: 年齢別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



【図 7: 等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



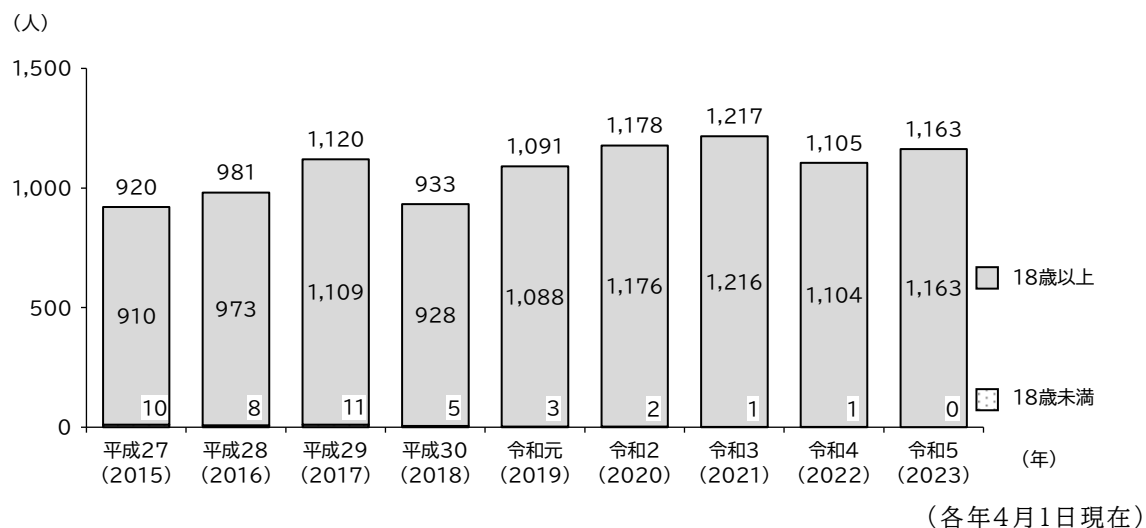
【図 8: 自立支援医療(精神通院)受給者数の推移】



(4) 特定疾患医療受給者数

特定医療費(指定難病)受給者数は、令和3年まで増加していましたが、一旦減少し、再び増加しています。

【図 9: 特定医療費(指定難病)受給者数の推移】



※対象疾患数は、令和5年4月1日時点で338疾患です。

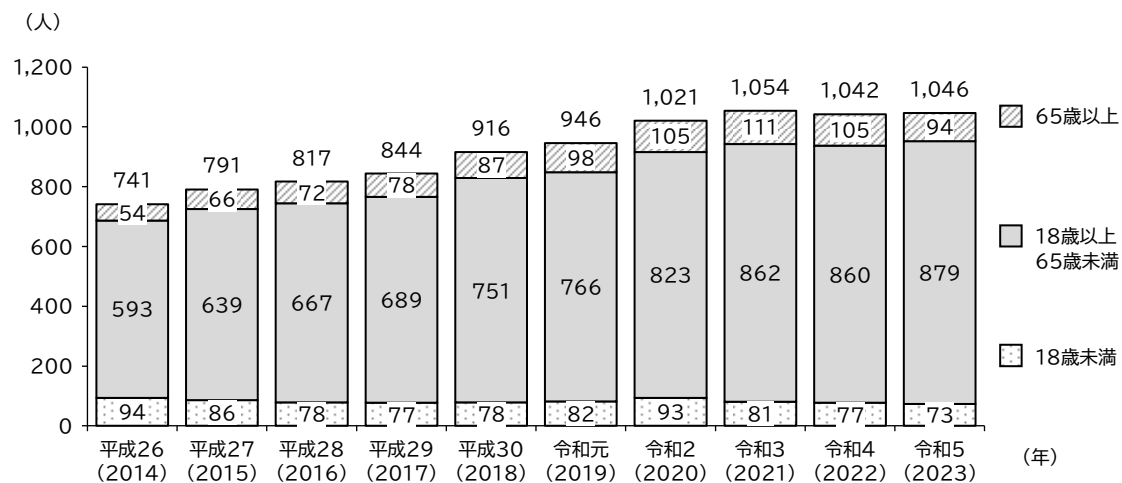
※なお、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の対象となる疾病は、令和5年4月1日時点で366疾患です。

3 障害福祉サービス受給者等の推移

(1) 障害福祉サービス受給者数

障害福祉サービス受給者数は、令和3年まで増加が続き、直近3年間は1,050人前後で推移しています。

【図 10：障害福祉サービス受給者数の推移】

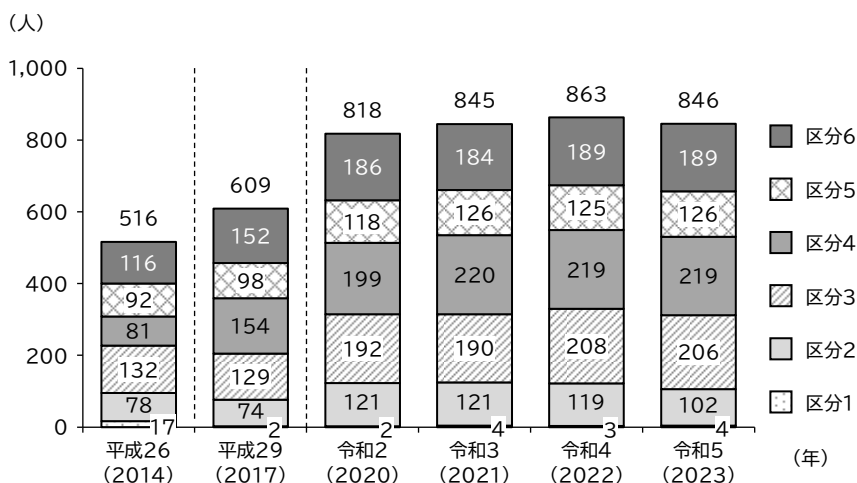


(各年 3 月 31 日現在)

(2) 障害支援区分認定者数

障害支援区分認定総数は846人で、平成26年(2014年)と比べて、約1.6倍となっています。直近3年間は850人前後で推移しています。

【図 11: 障害支援区分 認定総数の推移】



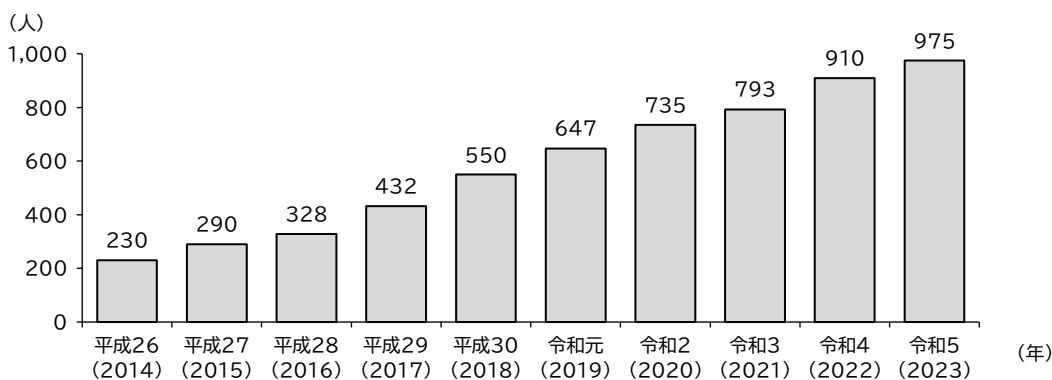
(各年4月1日現在)

※障害支援区分とは、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、数字が大きいほど必要な支援の度合いが増します。

(3) 障害児通所支援受給者数

障害児通所支援受給者数については増加が続き、令和5年現在975人となっています。

【図 12: 障害児通所支援受給者数の推移】

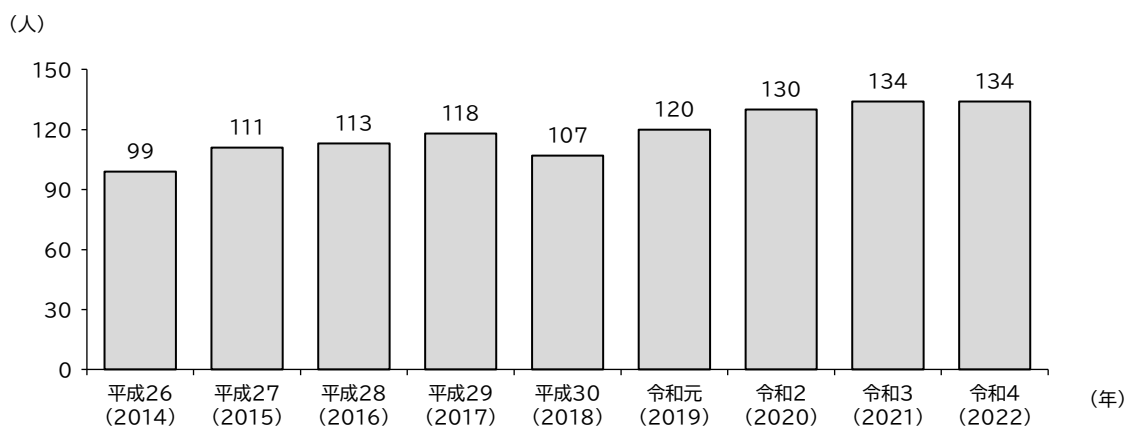


(各年3月31日現在)

4 障害児の就学・就園状況の推移

就学前保育・教育施設(公立・民間の保育所(保育園)、幼稚園、認定こども園。以下「就学前施設」という。)における障害児在籍数はゆるやかな増加傾向にあり、令和4年(2022年)時点で134人となっています。

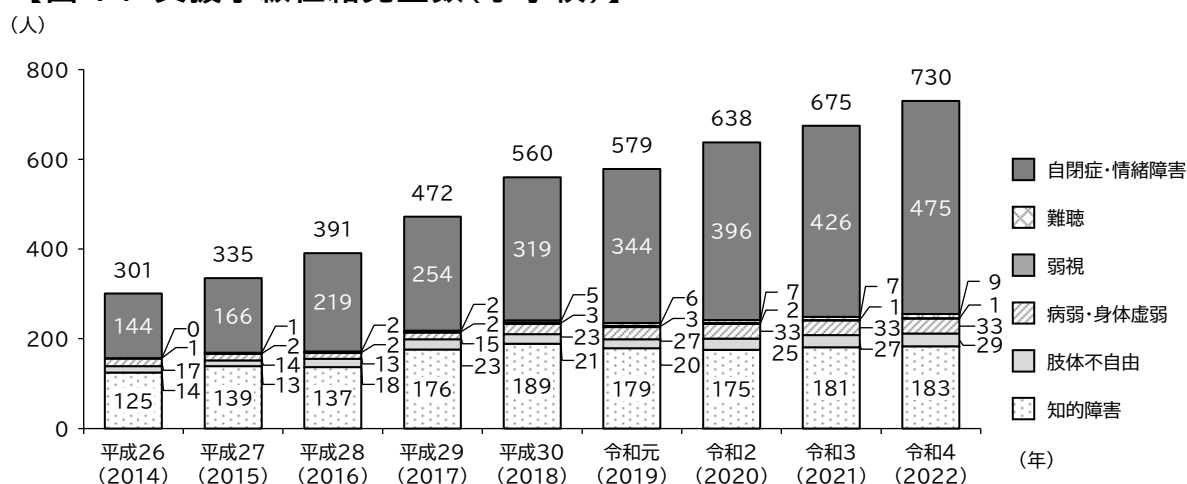
【図 13 就学前施設における障害児在籍数】



(毎年各行動目標の実施状況調査より。令和2年度分から民間幼稚園における障害児在籍数を加算)

支援学級在籍児童生徒数は、年々増加しています。自閉症・情緒障害の人数が大幅に増加しています。

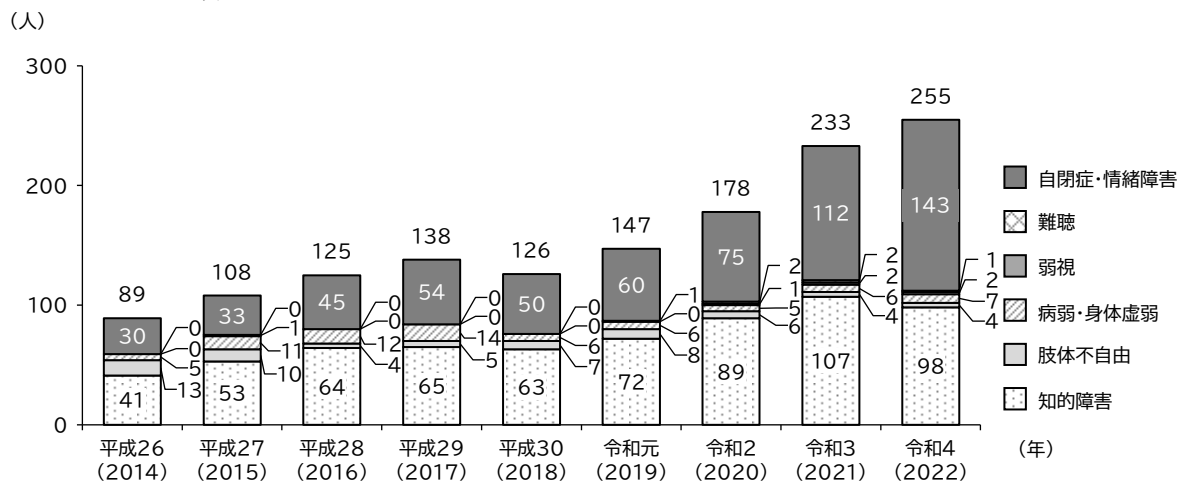
【図 14: 支援学級在籍児童数(小学校)】



資料:大阪府「大阪の学校統計(学校基本調査)」

(各年5月1日現在)

【図 15:支援学級在籍生徒数(中学校)】



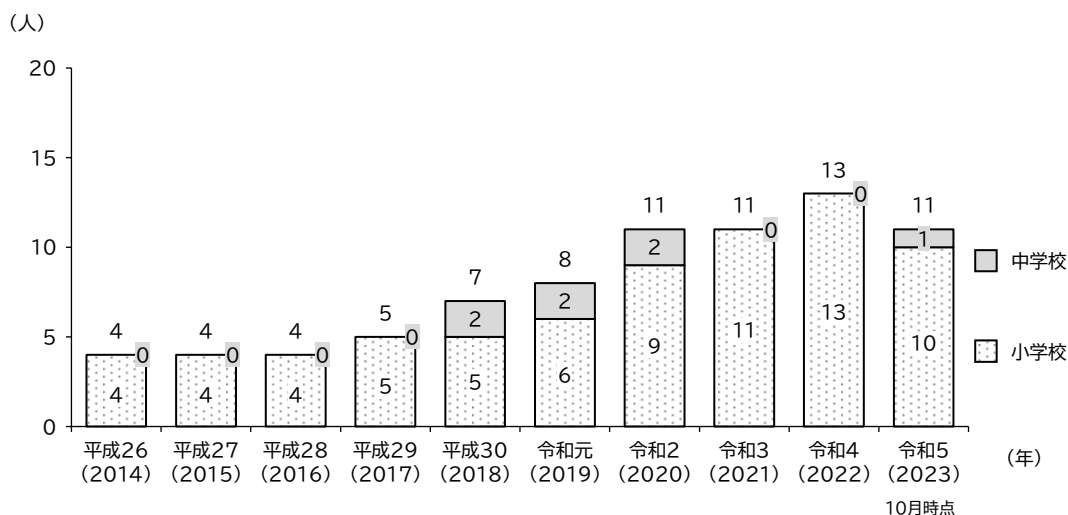
資料:大阪府「大阪の学校統計(学校基本調査)」

(各年5月1日現在)

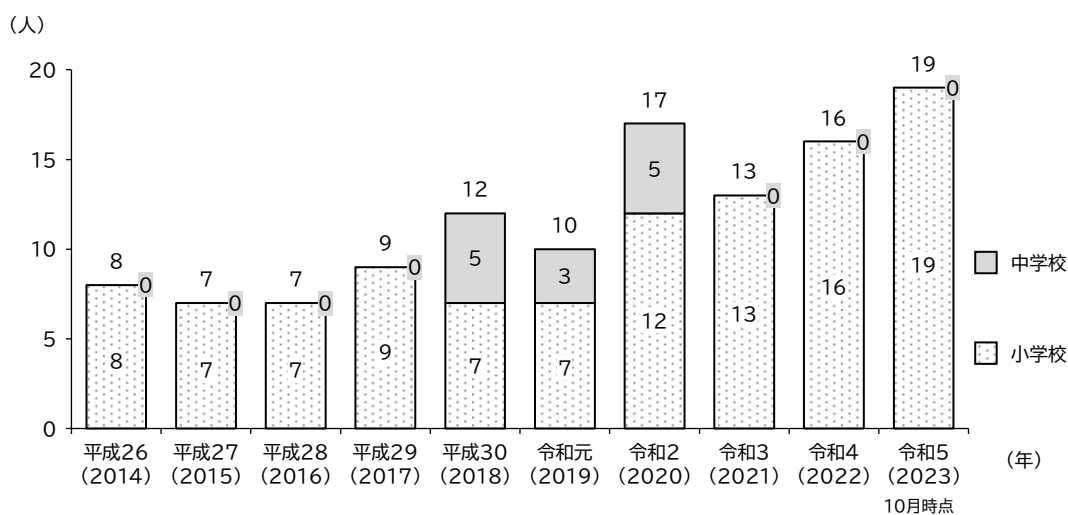
5 医療的ケア児の状況

医療的ケア児は平成26年度(2014年度)の4人から令和5年度(2023年度)は11人と増加しています。それに伴い看護支援員の配置も増加しています。

【図 16:市立小中学校医療的ケア児在籍数の推移】



【図 17:市立小中学校看護支援員数の推移】



※看護支援員(令和4年度までは看護介助員)数は、対象年度末の延べ人数
(各年度末現在、令和5年度のみ10月27日現在)